

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年11月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第68号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第87号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(乳児院に置くべき職員及びその員数等)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法<u>第13条第2項各号</u>のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(児童養護施設に置くべき職員及びその員数)</p> <p>第55条 [略]</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法<u>第13条第2項各号</u>のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(情緒障害児短期治療施設に置くべき職員及びその員数)</p> <p>第89条 [略]</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法<u>第13条第2項各号</u>のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(児童自立支援施設に置くべき職員及びその員数)</p> <p>第97条 [略]</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者</p>	<p>(乳児院に置くべき職員及びその員数等)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法<u>第13条第3項各号</u>のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(児童養護施設に置くべき職員及びその員数)</p> <p>第55条 [略]</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法<u>第13条第3項各号</u>のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(情緒障害児短期治療施設に置くべき職員及びその員数)</p> <p>第89条 [略]</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法<u>第13条第3項各号</u>のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(児童自立支援施設に置くべき職員及びその員数)</p> <p>第97条 [略]</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者</p>

	<p>又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>
2	<p>目次</p> <p>第1章～第11章 [略]</p> <p>第12章 <u>情緒障害児短期治療施設</u> (第88条～第95条)</p> <p>第13章～第15章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第15条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、<u>情緒障害児短期治療施設</u>及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭又はこれに準ずるものを作成するを次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、<u>情緒障害児短期治療施設</u>及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該施設の職員以外の者を関与させなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第12章 <u>情緒障害児短期治療施設</u></p> <p>(設備の基準)</p> <p>第88条 <u>情緒障害児短期治療施設</u>の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>情緒障害児短期治療施設</u>の設備の基準は、規則で定める。</p> <p>(<u>情緒障害児短期治療施設</u>に置くべき職員及びその員数)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第11章 [略]</p> <p>第12章 <u>児童心理治療施設</u> (第88条～第95条)</p> <p>第13章～第15章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第15条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、<u>児童心理治療施設</u>及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭又はこれに準ずるものを作成するを次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、<u>児童心理治療施設</u>及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該施設の職員以外の者を関与させなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第12章 <u>児童心理治療施設</u></p> <p>(設備の基準)</p> <p>第88条 <u>児童心理治療施設</u>の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>児童心理治療施設</u>の設備の基準は、規則で定める。</p> <p>(<u>児童心理治療施設</u>に置くべき職員及びその員数)</p>

<p>第89条 <u>情緒障害児短期治療施設</u>に置くべき職員及びその員数は、省令に規定するところによる。</p>	<p>第89条 <u>児童心理治療施設</u>に置くべき職員及びその員数は、省令に規定するところによる。</p>
<p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、<u>情緒障害児短期治療施設</u>において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、<u>児童心理治療施設</u>において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>
<p>(<u>情緒障害児短期治療施設</u>の長の要件等)</p>	<p>(<u>児童心理治療施設</u>の長の要件等)</p>
<p>第90条 <u>情緒障害児短期治療施設</u>の長は、省令に規定する要件に該当する者でなければならない。</p>	<p>第90条 <u>児童心理治療施設</u>の長は、省令に規定する要件に該当する者でなければならない。</p>
<p>2 <u>情緒障害児短期治療施設</u>の長は、規則で定めるところにより研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>2 <u>児童心理治療施設</u>の長は、規則で定めるところにより研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>
<p>(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)</p>	<p>(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)</p>
<p>第91条 <u>情緒障害児短期治療施設</u>における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該<u>情緒障害児短期治療施設</u>を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようすることを目的として行わなければならない。</p>	<p>第91条 <u>児童心理治療施設</u>における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該<u>児童心理治療施設</u>を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようすることを目的として行わなければならない。</p>
<p>2 <u>情緒障害児短期治療施設</u>における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。</p>	<p>2 <u>児童心理治療施設</u>における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。</p>
<p>(自立支援計画の策定)</p>	<p>(自立支援計画の策定)</p>
<p>第92条 <u>情緒障害児短期治療施設</u>の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>	<p>第92条 <u>児童心理治療施設</u>の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>
<p>(業務の質の評価等)</p>	<p>(業務の質の評価等)</p>
<p>第93条 <u>情緒障害児短期治療施設</u>は、自らその行う法第43条の2に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け</p>	<p>第93条 <u>児童心理治療施設</u>は、自らその行う法第43条の2に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、そ</p>

て、それらの結果を公表し、常に業務の改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第94条 情緒障害児短期治療施設については、第62条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第95条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

附 則

1～7 [略]

8 平成23年6月17日以前から乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下この項において「乳児院等」という。）に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、第26条第2項、第55条第2項、第89条第2項又は第97条第2項の規定にかかわらず、当該乳児院等におけるこの条例の規定による家庭支援専門相談員となることができる。

9 平成23年9月1日以前から乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長である者については、第27条第1項、第35条第1項、第56条第1項又は第90条第1項の規定は、適用しない。

10 [略]

11 [略]

12 [略]

(保育所に置くべき職員及びその員数の特例)

13 [略]

14 [略]

15 [略]

16 附則第14項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の

れらの結果を公表し、常に業務の改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第94条 児童心理治療施設については、第62条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第95条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

附 則

1～7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

(保育所に置くべき職員及びその員数の特例)

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 附則第12項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の

規定に基づき保育士とみなして置くことができる者（附則第13項の規定に基づき保育士とみなして保健師等を併せて置くときは、当該保健師等を含む。）の数は、第44条第2項の規定により置くべき保育士の数の3分の1を超えてはならない。

17 保育所について、第44条第2項ただし書の規定により置くべき保育士の数が2人となるときは、同項ただし書の規定により置くべき保育士のうち1人は、当分の間、同項の規定にかかわらず、保育士と同等の知識経験を有する者として規則で定める者とすることができる。ただし、附則第13項の規定に基づき保育士とみなして保健師等を置くときは、この限りでない。

規定に基づき保育士とみなして置くことができる者（附則第11項の規定に基づき保育士とみなして保健師等を併せて置くときは、当該保健師等を含む。）の数は、第44条第2項の規定により置くべき保育士の数の3分の1を超えてはならない。

15 保育所について、第44条第2項ただし書の規定により置くべき保育士の数が2人となるときは、同項ただし書の規定により置くべき保育士のうち1人は、当分の間、同項の規定にかかわらず、保育士と同等の知識経験を有する者として規則で定める者とすることができる。ただし、附則第11項の規定に基づき保育士とみなして保健師等を置くときは、この限りでない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（表2の項の改正部分に限る。）による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第89条第2項の規定の適用については、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設において児童の指導に従事した期間は、改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設において児童の指導に従事した期間とみなす。